

部活動に関する活動方針

中央大学附属中学校・高等学校

【本校における活動方針】

部活動は、スポーツや文化等、生徒が自らの興味や関心に応じて自主的、主体的に参加し、責任感、連帯感、協調性などを涵養する場所であり、本校では複数の運動部、文化部を通して多様な活動が行われている。

平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がスポーツ庁より提示されたことを契機に、本校でも活動方針を策定し、部活動全般に係わる指導の在り方を見直し、各クラブの実情や特色を生かした適切な指導を行うことにより、生徒が安心して充実した学校生活を送れるようにしていく。

【活動全般】

- (1) 学業との両立を目指す。定期試験や学力試験前などは適切な試験勉強日を確保する。
- (2) 部内の暴力やイジメを廃絶する。顧問は日常からクラブ内の状態の把握に努め、適切な指導を実施していく。
- (3) 生徒の安全が確保できないと予想された場合(気象、交通など)、学校長の判断で活動中止の判断をする場合がある。特に近年夏季の気温が非常に高くなる傾向がある。その場合、給水・休憩に十分留意するとともに、練習時間を変更または中止することもありうる。

【活動日、休養日】

(1) 活動日と休養日・活動時間

① 平日

中学は週に2日以上、高校は1日以上の休養日を設けること。

② 土・日・祝日

原則として月に2日以上の休養日を設ける。大会等で休養日を確保できなかった場合は別日に振り替えること。もしくは、年間の日・祝日の24日以上の休養日を設ける。

③ 休養日には朝始業前および昼休みの練習は一切行わないこと。

④ 顧問の研究日の活動はしない。また中学部活の活動は顧問帯同を原則とする。ただし委嘱指導者が帯同する場合その限りではない。

⑤ 長期休暇中も学期中に準じた扱いとする。

(2) 活動時間

① 長期休暇中を含め原則18時までとする(18時完全下校)。

② 特別な場合のみクラブ活動時間を19時まで認める(延刻)。この場合、事前に管理職に届け出をするものとする。

- ③中学校においては延刻での活動は実施しない。朝練も昼練も原則不可とする。大会等特別な事情で朝練や昼練をする場合は、事前に管理職に届け出をする。
- ④活動時間は、中学で最長3時間程度、高校で最長4時間程度とし、(特別な事情がある場合を除いては)原則終日練習はしないこととする。特別な場合は、事前に管理職に届け出をするものとする。
- ⑤長期休暇中も学期中に準じた扱いとする。

【顧問】

- (1) 体罰およびハラスメントの根絶
言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。またハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。
- (2) 年間・月間活動計画表の作成・提示
上記活動時間と休養日を考慮し、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会、合宿等)並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 仮入部期間の扱いについて
入部前の仮入部期間(クラブ活動紹介～2週間)において、仮入部員に対し、大まかな部の状況(活動内容、年間経費、年間予定など)がわかるハンドアウトを配布する。また過度な練習を行わせたり、各種ハラスメント行為がないように留意する。
- (4) 保護者会の実施について
各クラブは一学期中に保護者会を開催する。そこでクラブ(指導者)の目的や指導方針、年間計画表の提示、年間にかかる費用等の説明を行い、生徒および保護者への部活動への理解を得るよう努力すること。